

# 北九州市立高等理容美容学校の経営継承の条件及び支援

本書は、北九州市立高等理容美容学校の経営継承に関する協定 第5条第1項に基づき、経営継承に伴う条件及び支援に関する事項を定める。

## 1 経営継承の条件

乙は、高等理容美容学校を経営継承するにあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 理容科を維持すること。
- (2) 経営継承時の在校生（令和2年4月及び令和3年4月入学者をいう。以下同じ。）については、卒業するまで北九州市が定めた学費を維持すること。
- (3) 学校校舎及び土地（土地の定着物及び建物に付属する工作物を含む。）について、甲と令和3年4月1日から20年の賃貸借契約を締結し、現在地において、理容師・美容師養成施設として学校運営を行うこと。

## 2 安定した学校運営を行うための支援の実施

乙の安定的な経営継承を図るため、甲は次の支援を実施する。

- (1) 乙に対して、経営継承時の在校生数に応じて次の補助を行う。

補助額=750千円/年（補助単価）× 補助対象生徒数

※ 補助対象生徒数は、経営継承時の在校生とする。

※ 年度途中退学者の補助額については、退学日の属する月までの月の案分で決定する。

※ 補助額について、経営継承時の安定的な事業運営を確保するため、各学年50名分の補助下限額を設ける。

※ 補助額については、別途作成する補助交付要綱により算定する。

- (2) 甲乙間で締結する甲の所有する学校校舎及び校地の賃貸借契約の賃料について、当初5年間は全額減免、6年目以降は50%減免とする。
- (3) 高等理容美容学校が所有する備品について、別途「無償譲渡備品リスト」を作成し、当該リストに登載された備品を乙へ無償で譲渡する。  
甲は、性質上譲渡することができないものを除き、原則、全ての備品を「無償譲渡備品リスト」へ登載することとする。
- (4) 高等理容美容学校を北九州市奨学資金の対象に加える。